

香 情 審 第 2 0 号
令和7年11月21日

香芝市教育委員會 様

香芝市情報公開・個人情報保護審査会

会長 金 谷 重 樹

答申書

令和7年8月8日付け「香教学第〇〇〇号」で諮問のありました事案について、下記のとおり答申します。

記

審査会の結論

本件審査請求を棄却すべきである。

理由

第1 審査請求の趣旨

第2 事案の概要

1 経緯

2 前提事実等

(1) 条例

条例第7条柱書は「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。」と定め、第4号は不開示情報として「実施機関又は国等が行う監査、検査、取締り、試験、契約、交渉、争訟、調査、研究、人事その他の事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業（将来の同種の事務又は事業を含む。）の目的が損なわれるおそれ又は公正かつ円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を規定している。

(2) 教育委員会が本件処分において不開示とした部分とその理由（審査請求があった部分に限る。）

ア 不開示とした部分

イ 不開示とした理由

選考試験における質問は、公開することにより、公正な任用事務の執行に支障を及ぼすおそれがあるため。

第3 争点及びこれに対する当事者の主張の要旨

1 争点

○○○採用面接の質問内容は、条例第7条第4号に定める不開示情報に当たるかどうか。

2 争点に対する当事者の主張の要旨

(教育委員會)

(1) ○○○採用面接で質問することとしている具体的な質問内容を開示すると、採用試験の受験者が質問内容を意識して十分な対策を講じたり、特定の質問への回答に時間を費やすなど偏った行動を取ることにより、受験者ごとの違いが分かりにくくなることや、受験者の資質や募集職種への適性を確認するために必要な他の質問が十分にできなくなることなどにより、受験者の資質や適性を正確に判断することが困難になるなど、採用試験の公正かつ円滑な執行に支障を及ぼすおそれがある。

(2) ○○○○○○○○○○という専門的な職種の採用に当たっては、質問内容を改正するにしても大きな変更は難しく、現在の質問項目から新たな質問の内容を推定されるおそれがある。

(審查請求人)

第4 当審査会の判断

1 面接試験に係る質問事項は、人事行政における優れた人材を確保するためのいわゆるノウハウ情報であるところ、それを開示すると、受験者が当該開示された情報を過度に受験対策用の情報として利用することにより、

受験技術を駆使した回答に終始し、ひいては多くの受験者が型どおりの画一的回答をするなどし、その結果、各受験者が有する能力、資質、職務適格性等を限られた面接時間の中で、総合的かつ適切に判断するという面接試験の有する本来の目的が阻害される事態が生ずることを否定できない。

そうすると、○○○採用面接の質問内容を開示すると、今後、○○○○○○○○○の採用試験の公正かつ円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあるとする教育委員会の主張は首肯できる。

- 2 審査請求人は、○○○採用面接の質問内容を審査請求人に対して開示したとしても、次年度以降の○○○○○○○○○の受験者がその開示内容を知るすべがないので、今後の○○○○○○○○○の採用試験の公正かつ円滑な執行に支障を及ぼすおそれはない旨主張する。

しかしながら、条例は、何人に対しても開示請求権を保障しているから、審査請求人に開示される情報は何人に対しても開示される。したがって、審査請求人の主張は採用できない。

- 3 審査請求人は、○○○○○○○○○の選考における質問事項は、限りなく無限に作成できるから、質問内容を改正すれば今後の○○○○○○○○○の採用試験の公正かつ円滑な執行に支障を及ぼすおそれはない旨主張する。

しかしながら、優れた○○○○○○○○○○を採用するためいかなる質問内容を設けるべきかの判断は、教育委員会の専門的技術的知識と経験に基づく裁量に委ねられており、また、質問内容の改正が困難か否かの判断も、いかなる質問内容を設けるべきかの判断とあいまって、教育委員会の裁量に委ねられていると解される。

なお、質問事項を過去の質問事項と重複しないように毎年変えていくなどの対応が必要となれば、過去に用いた重要な質問事項が使えないなどの事態が生じ、非現実的であり、妥当性を欠く。

したがって、質問内容を改正すれば今後の○○○○○○○○○の採用試験の公正かつ円滑な執行に支障を及ぼすおそれはないとする旨の審査請求人の主張は採用できない。

- 4 審査請求人は、面接での質問事項として、志望理由は必ず全員に質問する内容であり、その回答で受験者の適正が一定程度考察できるから、○○○採用面接の質問内容を開示しても公正な任用事務の執行に支障を及ぼすおそれはない旨主張する。

しかしながら、優れた○○○○○○○○○○を採用するための面接試験において、いかなる質問内容が必要かつ不可欠であるかの判断は、教育委員会の専門的技術的知識と経験に基づく裁量に委ねられており、また○○○採用面接の質問内容を開示すると、今後、○○○○○○○○○の採用試験の公正かつ円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあることは上記1で述べた

とおりであるから、〇〇〇採用面接の質問内容を開示しても公正な任用事務の執行に支障を及ぼすおそれはない旨の審査請求人の主張は採用できない。

以上を踏まえると、〇〇〇採用面接の質問内容は、条例第7条第4号に定める不開示情報に当たると解するのが相当である。

以上のとおりであるから、当審査会は審査会の結論のとおり答申する。

以上